

## 消費者基本計画の「検証・評価・監視」について（案）

- 新たな消費者基本計画の策定に向けて -

平成 20 年 6 月 30 日

国民生活審議会消費者政策部会

### 1. 現行の消費者基本計画の経緯と評価

#### (1) 計画の経緯

消費者を取り巻く経済社会情勢の大きな変化を踏まえ、消費者政策を抜本的に見直すため、平成 16 年 6 月に消費者保護基本法が改正され、消費者基本法が成立した。同法においては、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」が基本理念とされ、国や地方自治体、事業者、消費者の責務等を定めている。さらに、基本理念を具体的に実現する手段として、消費者政策の中期的な指針となる消費者基本計画を定めることとなっている。これを受け、消費者政策会議（以下「会議」という。）が消費者基本計画（計画期間は平成 17 年度～平成 21 年度。以下「計画」という。）の案を作成し、平成 17 年 4 月に閣議決定された。

#### (2) 計画の「検証・評価・監視」

消費者基本法においては、会議が消費者政策の実施状況について検証・評価・監視を行うことになっている。さらに、計画においても、会議は、国民生活審議会の意見を聴いて、毎年、計画の進捗状況について検証・評価・監視を行うとともに、その結果に基づき、計画の必要な見直しを行うと定められている。

平成 18 年以降、毎年、国民生活審議会が担当省庁からのヒアリングを含めた審議を行った後、会議で検証・評価・監視を行っている。今回の検証・評価・監視は 3 回目となり、個別の施策については別添のとおり整理している。

#### (3) 計画の評価

計画は、基本的方向として 消費者の安全・安心の確保、 消費者の自立のための基盤整備、 緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応、としており、9 つの重点を定めている。過去 3 年間、政府は各施策を積極的に実施してきた。具体的な施策としては次のような例が挙げられる。

## 消費者の安全・安心の確保

- ・自動車リコールに関する不正行為の再発防止対策として、情報収集体制の強化、集中的な監査及び技術的検証を実施
- ・消費生活用製品安全法に基づく事故情報収集・公表制度を設立

## 消費者の自立のための基盤整備

- ・特定商取引法及び割賦販売法を改正し、指定商品・指定役務の撤廃や訪問販売の規制強化等
- ・貸金業法の改正を行うとともに、「多重債務問題改善プログラム」を決定し、相談窓口の整備・強化等の各施策を実施
- ・消費者団体訴訟制度を消費者契約法に導入するとともに、その後、さらに景品表示法及び特定商取引法にも拡大

## 緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応

- ・「悪質住宅リフォーム問題への対応」を決定し、悪質事業者の排除等の各施策を実施
- ・「架空請求・不当請求問題への対応」を決定し、携帯電話の犯罪利用及び預金口座の不正利用の防止等の各施策を実施
- ・昇降機及び遊戯施設の安全性の確保のため建築基準法施行規則を改正
- ・国民生活センターにおける裁判外紛争解決機能の創設

計画の進捗状況を見ると上記のような施策が実施されており、これまでの検証・評価・監視によって計画の実効性が確保されるなど、対応の成果を上げてきたと評価することができる。

## 2．新たな消費者基本計画の策定に向けて

昨今の消費者の不安と不信を招いた個々の事件に鑑み、政府全体の対応力の向上を目指す必要があり、「安全安心な市場」「良質な市場」の実現こそが新たな公共的な目標として位置づけられるべき状況にある。

こうした認識の下、消費者行政推進基本計画（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において、「消費者を主役とする政府の舵取り役」としての消費者庁（仮称）の設置が定められ、各省庁縦割りになっている消費者行政を一元的に推進することとされた。

以上のことから、計画期間の途中ではあるが、消費者庁の設置後できるだけ早急に、消費者行政全体の枠組みの見直し等を踏まえ、新たな消費者基本計画を策定することが必要である。その際、現在の検証・評価・監視のあり方についても検討する必要がある。